

# 宮崎県企業局ゼロカーボンPR業務委託仕様書

令和6年6月  
宮崎県企業局

## 1 業務の目的

県が第4次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトに掲げる「2050年ゼロカーボン社会づくり」に合わせて、企業局が行う水力発電等の取組を広く県民にPRし、啓発に努める。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

## 3 業務の内容

### (1) 企業局施設インフラツーリズム

企業局の施設（上祝子発電所、岩瀬川発電所）を含むインフラツアー2回を企画・運営すること。

	延岡市上祝子地区	小林市野尻地区
目的地例	<ul style="list-style-type: none"><li>・上祝子発電所（必須）</li><li>・祝子ダム（必須）</li><li>・神さん山</li><li>・祝子川温泉</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・岩瀬川発電所（必須）</li><li>・岩瀬ダム（必須）</li><li>・道の駅ゆーぱるのじり</li></ul>
実施時期	10～11月の週末のうち1日（日帰り）	11～12月の週末のうち1日（日帰り）
受託者が実施する内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加者（定員20名）の募集・事前案内</li><li>・小型バス1台（延岡駅発着）の手配及び運行管理</li><li>・レクリエーション保険の加入</li><li>・当日の受付・引率・運営</li><li>・記録写真撮影</li><li>・事後アンケートの実施</li><li>・（必要に応じて）昼食の手配・参加者からの集金</li><li>・（必要に応じて）講師謝金の支払い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加者（定員20名）の募集・事前案内</li><li>・小型バス1台（宮崎駅発着）の手配及び運行管理</li><li>・レクリエーション保険の加入</li><li>・当日の受付・引率・運営</li><li>・記録写真撮影</li><li>・事後アンケートの実施</li><li>・（必要に応じて）昼食の手配・参加者からの集金</li><li>・（必要に応じて）講師謝金の支払い</li></ul>
委託者（企業局）が実施する内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的機関との連絡調整</li><li>・県ホームページへの掲載</li><li>・報道対応</li><li>・参加者配付用のダムカード、発電所カードの提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的機関との連絡調整</li><li>・県ホームページへの掲載</li><li>・報道対応</li><li>・参加者配付用のダムカード、発電所カードの提供</li></ul>
備考	共通事項 <ul style="list-style-type: none"><li>・日程等は委託者と調整すること。</li></ul>	

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・小雨決行とする。</li><li>・それぞれ定員 20 名が確保されるよう PR を工夫して行うこと。</li></ul> |
|--|

## (2) 企業局施設内部の VR 映像による PR

企業局の施設 1 箇所について、施設（外観及び内部）の VR 映像による PR 動画（5 分以内）を作成すること。動画は、必要に応じてナレーション、字幕、アニメーションなどを活用し、視聴者が理解しやすい内容とすること。

なお、VR 動画データは VR ゴーグル再生用、YouTube 再生用、PC 再生用のそれぞれ 3 種類を用意すること。なお、ファイル形式などは委託者と協議のうえ、決定する。また、動画は 4K 対応の画質とする。

## (3) みやざき犬とのコラボ PR

「みやざき犬」と企業局（例：施設や企業局キャラクターなど）がコラボしたゼロカーボン社会づくり PR 動画を作成し、テレビ、ラジオ、屋外大型ビジョンや映画館、SNS 等の活用により、30 代以下の県民に訴求する広告を行うこと。

なお、これに関連したノベルティグッズ 2,000 個程度（複数の種類で合計 2,000 個としても可）を作成して、配布すること。ノベルティグッズは、ゼロカーボン社会づくりに貢献するグッズとすること。

## 4 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに提出すること。

- (1) 事業報告書
- (2) 本業務により作成したイラスト、写真、動画等の電子データ

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、委託者に帰属する。なお、本業務により新たに制作した制作物の著作権、肖像権等の一切の権利は委託者に帰属し、委託者はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

## 5 その他注意事項

- (1) 受託者は、事業を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- (2) 委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、定めるものとする。